

令和6年12月16日

宇部市議会産業建設委員会会議録

宇部市議会

宇部市議会産業建設委員会会議録

- 1 日 時** 令和6年12月16日(月)
午前9時56分から午前11時47分まで
- 2 場 所** 第2委員会室
- 3 事 件**
- (1) 議案第116号 市道路線の認定の件
 - (2) 議案第108号 宇部市都市公園条例中一部改正の件
 - (3) 議案第112号 宇部市旧宇部銀行館に係る指定管理者の指定の件
 - (4) 議案第113号 工事請負変更契約締結の件(宇部市新庁舎2期棟新築(建築主体)工事)
 - (5) 議案第114号 工事請負変更契約締結の件(宇部市新庁舎2期棟新築(電気設備)工事)
 - (6) 議案第115号 工事請負変更契約締結の件(宇部市新庁舎2期棟新築(機械設備)工事)
 - (7) 報 告 宇部市地域公共交通サービス水準調査・検討に関する報告
 - (8) 報 告 宇部市常盤通りウォークブル推進協議会の開催状況について
 - (9) 議案第107号 宇部市地方卸売市場業務条例中一部改正の件

4 出席委員(9名)

委員長	早野 敦 君	副委員長	山下 則 芳 君
委員	荒川 憲 幸 君	委員	射場 博 義 君
委員	笠井 泰 孝 君	委員	木原 大 介 君
委員	新村 秀 雄 君	委員	林 豊 廣 君
委員	三好 保 雄 君		

5 欠席委員(0名)

6 その他の出席者(0名)

7 説明のため出席した者

- (1) 議案第116号 市道路線の認定の件

土木建設部

部 長 村 上 守 君

次 長 福 田 宗 弘 君

次 長 國 司 哲 也 君
道路整備課長 中 村 伸 一 君
同課副課長 田 中 祐 治 君
同課副課長 池 森 圭 治 君

(2) 議案第108号 宇部市都市公園条例中一部改正の件

都市政策部

部 長 磯 中 克 文 君
次 長 福 田 庄 吾 君
次 長 渡 辺 一 正 君
公園緑地課長 青 山 剛 君
同課副課長 河 村 芳 紀 君
同課副課長 大 島 隆 史 君

観光スポーツ文化部

スポーツ振興課長 明 徳 義 和 君
同課主幹 岡 田 英 治 君

(3) 議案第112号 宇部市旧宇部銀行館に係る指定管理者の指定の件

都市政策部

部 長 磯 中 克 文 君
次 長 福 田 庄 吾 君
次 長 渡 辺 一 正 君
都市計画課長 青 木 信 之 君
同課副課長 安 達 洋 之 君
同課都市計画係長 三 井 宏 之 君
同課主任 小 林 郁 美 君

(4) 議案第113号 工事請負変更契約締結の件（宇部市新庁舎2期棟新築（建築主体）工事）

(5) 議案第114号 工事請負変更契約締結の件（宇部市新庁舎2期棟新築（電気設備）工事）

(6) 議案第115号 工事請負変更契約締結の件（宇部市新庁舎2期棟新築（機械設備）工事）

都市政策部

部 長 磯 中 克 文 君
次 長 福 田 庄 吾 君

次 長	渡 辺 一 正 君
新庁舎建設課長	紅 野 覚 君
同 課 副 課 長	山 本 郁 江 君
同 課 副 主 幹	盛 重 佳 孝 君

- (7) 報 告 宇部市地域公共交通サービス水準調査・検討に関する
報告

都市政策部

部 長	磯 中 克 文 君
次 長	福 田 庄 吾 君
次 長	渡 辺 一 正 君
交通政策課長	新 原 英 宜 君
同 課 副 課 長	和 田 裕 君

- (8) 報 告 宇部市常盤通りウォークブル推進協議会の開催状況に
ついて

都市政策部

部 長	磯 中 克 文 君
次 長	福 田 庄 吾 君
次 長	渡 辺 一 正 君
中心市街地活性化推進課長	上 田 靖 之 君
同 課 副 課 長	安 部 達 也 君

- (9) 議案第107号 宇部市地方卸売市場業務条例中一部改正の件

産業経済部

部 長	林 孝 之 君
次 長	村 岡 和 弘 君
卸売市場長	石 原 貴 裕 君
同 副 市 場 長	近 藤 孝 男 君

8 事務局職員出席者

書 記	川 村 真由美 君
-----	-----------

—— 午前9時56分開会 ——

委員長（早野 敦 君） おはようございます。

ただいまから、産業建設委員会を開会いたします。

本日の審査は、お手元の日程案に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、傍聴についてであります。現在、申込みはありません。

なお、本日の委員会に対して今から傍聴の申込みがあった場合は、これを許可することといたします。

また、委員会の審査中であっても、傍聴者の委員会室への入退室は可能でありますので、念のため申し添えます。

委員長（早野 敦 君） それでは、まず、議案第116号市道路線の認定の件を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

執行部 おはようございます。土木建設部です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第116号市道路線の認定の件について、御説明いたします。

これは、市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めらるのでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、御審査のほどよろしくお願いいたします。

執行部 それでは、説明させていただきます。

議案集の67ページを御覧ください。記載のとおり、島9号線と島10号線の2路線について、市道路線の認定を行うものであります。

詳細につきましては、お配りしている資料で説明させていただきます。資料を御覧ください。

場所は、国際ホテルの北側、旧図書館付近にあります。ピンク色の細い実線で囲まれた範囲が、令和6年度から都市政策部で、島地区環境整備事業を進めている区域です。緑色で着色している路線が、現在の市道路線でございます。

このたびは、この事業に伴い基盤整備として道路網を確立するため、赤色でお示ししている2路線を新たに市道路線として認定を行うものです。

路線の内容としましては、島9号線が計画幅員4メートル、延長約105メートル。島10号線が計画幅員4メートル、延長約170メートルとなっております。

以上で、説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

委員長（早野 敦 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。新村委員。

委員（新村 秀雄 君） この島9号線と島10号線は、どのような経緯でこの道路の部分を延長することになったのでしょうか。

執行部 島地区は、もともと区画整理事業をする予定となっておりましたが、長期間、区画整理が実現できなかった区域になります。

また、県のガイドラインに区画整理の廃止や見直しとありまして、そのことを地元の説明させていただいたところ、区画整理ではなく代替事業としての整備が求められました。その時、区画整理が終わっておらず、環境整備である道路や接道がないとか下水道が通っていない状況であったので、その辺を地元説明会や勉強会をさせていただきまして、ルートを選定しました。

ベースは区画整理のところもありますが、このルートを決めさせていただいたという経緯があります。

以上です。

委員長（早野 敦 君） ほかに。笠井委員。

委員（笠井 泰孝 君） これは、今後も拡大というか、ほかの道路も市道にするという計画は、今後考えられるのでしょうか。

執行部 この区画整理の代替事業の区域は、この中にお示ししている図面の中になりますが、これ以上に市道を認定する予定はございません。

以上です。

委員長（早野 敦 君） ほかにありますか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第116号市道路線の認定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

土木建設部の皆さん、お疲れさまでした。

委員長（早野 敦 君） 次に、議案第108号宇部市都市公園条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 都市政策部です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第108号宇部市都市公園条例中一部改正の件について御説明いたします。

これは、恩田スポーツパーク整備事業の実施による公園施設の新設に伴い、整備を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

執行部 それでは、議案第108号宇部市都市公園条例中一部改正の件について御説明いたします。

議案集49ページの議案第108号を御覧ください。

改正の内容としては、有料公園施設及び体育施設の名称について、事業計画に合わせるものです。

続いて、議案集50ページの体育施設の名称を示した別表第一と別表第二の二を御覧ください。

それぞれ改定前は、野球場、陸上競技場、多目的グラウンドとなっていたものを、公園施設の新設によりにぎわい交流施設、屋根付きグラウンド、都市型スポーツ広場を追加し、これにより改正後は、野球場、陸上競技場、多目的グラウンド、にぎわい交流施設、屋根付きグラウンド、都市型スポーツ広場となるものです。

施設の配置としましては、参考として平面図を添付しております。

施行日は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において、市の規則で定める日としております。

以上で、説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（早野 敦 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第108号宇部市都市公園条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（早野 敦 君） 次に、議案第 1 1 2 号宇部市旧宇部銀行館に係る指定管理者の指定の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第 1 1 2 号宇部市旧宇部銀行館に係る指定管理者の指定の件について御説明いたします。

これは、宇部市旧宇部銀行館の指定管理者を指定することについて、地方自治法の規定により、市議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

執行部 それでは、御説明いたします。

宇部市旧宇部銀行館の現在の指定管理者は、令和 7 年 3 月末で指定期間が満了となります。これに伴い、指定管理者の公募を行い、宇部市旧宇部銀行館指定管理候補者選定委員会で審査した結果、最も高く評価された団体を指定管理者の候補者として選定したことから、指定管理者に指定したく、提案するものです。

お配りしております資料順位 3、議案第 1 1 2 号を御覧ください。こちらは、市ウェブサイトに掲載しているものと同じものになりますが、本日はこの資料で御説明いたします。

まず、資料中 1 番の施設の名称及び位置ですが、名称は宇部市旧宇部銀行館、位置は宇部市新天町一丁目 1 番 1 号です。

次に、資料中 2 番の指定管理者の候補者ですが、団体名は株式会社エフエムきらら、代表者名は代表取締役内山悟。

次に、資料中 3 番の指定期間ですが、令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日までの 5 年間です。

候補者選定までの経緯ですが、申請団体の募集につきましては、令和 6 年 8 月 2 6 日から募集要項を配布し、令和 6 年 9 月 2 日に説明会及び施設見学の実施。令和 6 年 8 月 2 6 日から令和 6 年 9 月 2 5 日までの質問期間を経て令和 6 年 1 0 月 4 日まで公募を実施したところ、5 団体から応募がありました。

次に、候補者の選定につきましては、弁護士、中小企業診断士、各学識経験者と、市職員 2 名で構成された宇部市旧宇部銀行館指定管理候補者選定委員会が行いました。

なお、選定委員会は令和 6 年 1 0 月 2 9 日に開催し、申請団体のヒアリング後、評価基準に基づき総合的に評価することで候補者を選定しています。

資料中4番の選定理由を御覧ください。

候補者の選定理由としましては、施設の基本的な運営方針や中心市街地の活性化に関する取組を高く評価しております。

次のページになります。資料中5番の評価結果を御覧ください。左の欄に評価基準を示していますが、これは、本市の指定管理候補者選定マニュアルによるもので、選定委員会では、評価基準に基づき評価を行い、採点しています。

その結果、各委員の採点した合計点数が最も高く、最低基準を満たしている団体を指定管理者の候補者として選定しました。

以上で、説明を終わります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

委員長（早野 敦 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。荒川委員。

委員（荒川 憲幸 君） 何点かお聞きしますけれども、まずは、今、説明のあった評価結果を見ると、Ⅰの「住民の平等な利用を確保することができるものであること。」と、Ⅲの「事業計画書の内容が施設の管理に係る経費の削減を図るものであること。」の2点について、候補者の得点が高い状況になっていますけれども、候補者とそれぞれほかの団体では、ⅠとⅢの点でどのような違いがあったのか具体的に説明していただけますか。

執行部 まず、Ⅰの住民の平等な利用を確保することができるものとして、施設の基本的な運営方針が評価されております。

こちらにつきましては、通常の貸館業務に注視するのではなく、宇部市旧宇部銀行館が持っております施設運営の基本方針に基づいた活用をするという提案がありまして、それを実際に使いながら戦略的な事業運営の転換を目指すということが、他の団体と比べまして、特に書かれていたことが評価委員の中で評価されたものではないかと考えます。

次にⅢは、事業計画書の内容が経費削減を図るものと記載されております。

こちらにつきましては、指定管理料を設備の管理費と人件費に重点的に当てるのではなく、いかに有効的に使うか、指定管理者が自ら収益を確保できるような事業展開を進める、そのような記載がございましたので、特にここが評価されたのではないかと考えております。

以上です。

委員（荒川 憲幸 君） Ⅰについて、具体的なものが何かありますか。

中身について、文章だけですが、具体的にこういう取組をしますというのはありますか。

執行部 多世代の市民と協働したイベントの実施。若い方から高齢の方まで参加できるイベントを想定しているとか、文化芸術を軸とした宇部ブランドの創出という取組を提案されております。

委員（荒川 憲幸 君） もう少し具体的に。

執行部 イベント等に特定の偏りがあるようにも見受けられる中で、多世代向けのイベントを行えるようなアドバイスをするとか、どなたでも来られるような事業展開ができるように、そのような窓口を作っていくというお話もありました。

あと、宇部市につきましては渡辺翁記念会館が音楽などに活用されており、そこが文化芸術の軸ではないかという中で、渡辺翁記念会館を生かした、文化芸術を生かした新たな宇部ブランドの創出を提案されております。

以上です。

委員（荒川 憲幸 君） ちょっと、はっきりイメージが持てないのですけれども。具体性が。何が具体的に宇部ブランドなのか。

また、イベントとはどのようなイベントを企画されているのか。

執行部 今のところ、ちょっとあまり詳しく言えないところです。情報公開条例の中で、候補者とは3月に契約をするということでまだ契約締結をしておりませんので、そのあたり、締結後はお示しができるのですけれども、具体的にはちょっと提案の中身については、あまり詳しくは言えないところがあります。

以上です。

委員（荒川 憲幸 君） 今までもあったが、いろいろな契約に係る不明瞭というか、何かその説明ができないような内容で判断してくださいというのは難しいのです。

執行部 提案の中身について、ちょっとお答えさせていただきます。

まず、宇部ブランドの創出としましては、渡辺翁記念会館で演奏会などがずっと開催されていることから、渡辺翁記念会館で使われている音楽を生かした、ちょっと先ほどとかぶるのですが、文化芸術を軸としたブランディングを展開し、宇部市旧宇部銀行館にそういう活動を持ってくることで新しいブランドにつながるのではないかという提案。具体的なイベント内容、例えば音楽、交響楽とか、コンサートとか、そのような提案があります。

それと、住民の平等な利用を確保することができることにつきましては、市が示した基本方針とか、施設運営の基本方針、主には3つ、中心市街地の活性化と、宇部市の近代化の歴史情報発信と、宇部ブランドの創出。

近代化の歴史情報発信につきましては、例えば渡辺祐策の歴史展示をするとか、ヒストリアを設計された村野東吾さんの歴史展示。あわせて、宇部市旧宇部銀行館の保全とか、そのあたりの提案をされております。

また、中心市街地の活性化には情報発信が一番だという提案があり、自身がお持ちの放送局とか、紙媒体を生かした情報発信や候補者が新庁舎2期棟の業務を受託をされるという話もありましたので、そこと含めて、常盤通り一帯のにぎわい創出をしたいという思いを提案されております。

以上です。

委員（荒川 憲幸 君） ほかの団体からは、そういう具体的な提案はなかったということですか。

執行部 ほかの団体と比較しまして、常盤通り全体を生かした提案は、こちらが特化されるものかと考えております。

以上です。

委員（荒川 憲幸 君） 今回の補正予算で提案されている債務負担行為について、今回、令和7年度から令和11年度までの5か年で5,814万円となっています。

これまでを見ますと、令和2年度から令和6年度までの5か年で4,536万円となっていて、率にしたら1.28倍の約3割増し、金額にすると1,278万円の増額となっています。

これと、先ほど言われた評価結果Ⅲの経費の削減ということで見ると、削減どころか大幅な増となっているのですけれども、その辺の整合性について説明していただけますか。

執行部 今まで3期ほど運営していただいている中で、収支の報告を毎年していただいているのですけれども、2期目までは収支が黒字となっていました、3期目のコロナ禍のあたりから利用者が減ったこともありまして、赤字の経営が見えてきました。

それと、実際に指定管理者とヒアリングをする中でも、例えば条例上の上限がある中で部屋の利用料をちょっと上げたり、光熱水費をちょっと落としたり、人件費もシフトを調整してできる限り削減努力をされましたが、赤字が初めて出ました。その辺を踏まえまして、基本的には指定管理者はガイドラインを基本に指定管理料を積み上げることができるとありまして、それに基づいて特に今回人件費が大きく上昇したのですが、実際、運営するに当たってそれだけの人件費が必要であろうというところを参考にしたのですけれども、今までは給与を基本として、その他の諸経費を見ない人件費を計上していたところを、ガイドラインに基づいて福利厚生など含めた給与に見直したということが大きなところでは。

あとは、光熱水費などの高騰に伴う上昇分は、当然、その他、委託業務、維持管理をするために委託しています委託業者の見積価格も上昇している。その辺を踏まえて、ちょっと上昇幅が上がったというところになるかと思えます。

以上です。

委員（荒川 憲幸 君） 物価の高騰だとか人件費が上がることは、もう以前から言われていることで、改めて令和7年度以降、そういうことが見込まれるということではなくて、現在進行形なわけです。今の指定管理者に対しては、そういう物価の高騰分だとか人件費の増加分は見てもらえないということですか。赤字になったということですからけれども。

執行部 現指定管理者には努力していただいております、コロナの補填などはございましたが、実際、指定管理料の増はしておりません。今まで消費税が上がったときの見直しは1回あり

ましたが、それ以外の増額はしておりません。

以上です。

委員（荒川 憲幸 君）　　ということは、今の金額でも何とかやれてきたと。赤字でも若干の赤字ぐらいだと思えるのですけれども、何とかやれてきたと。今回、3割増しまではする必要が、今の指定管理者であれば必要なかった可能性もあるわけです。

執行部　　現指定管理者とヒアリングをしている中でも、本当に運営が厳しいというお話を聞いておきまして、実際この施設というのが、中心市街地の活性化と建物を保存することが大きな目的になっておきまして、その大きな目的が、もう中の運営をすることに精一杯になっているような状況も見受けられましたので、余裕と言ったらあれですけれども、実際に宇部市旧宇部銀行館を運営していただくためには必要な経費であると考えております。

以上です。

委員（荒川 憲幸 君）　　当然、ほかのことでも公共事業も実際に工事費でも、物価高騰分を反映して補正を組んでおられます。そういうことも当然、やる必要があったのではないかと思うのです。現指定管理者に対しても。それはいいですけれども。

それと、時田議員が議案質疑をしていますけれども、質疑の中で人件費の積算について説明をされました。職員給与との関係も考慮されたという話もありましたけれども、その辺もう一度確認したいと思います。

執行部　　時田議員の質疑の際に議論になりましたのが、山口県等の平均給与と市の職員の給与というところの相違があったのかなと考えておりますが、今回計上しております人件費というのが、職員の給与を計上しております。これは、宇部市の施設を維持管理していただくという観点から、市の正規職員の人件費を計上しているようなところを考えております。

以上です。

委員（荒川 憲幸 君）　　その際に、あとで総務部長の説明もあったのですけれども、あくまでもガイドラインに沿って積算をするという説明がありました。ガイドラインを見ると、基準の中に、市の職員の給与とは出てこないのです。あくまでも、正規職員とそうでない職員との扱いについての規定があるだけで、市の職員の給与と、それをベースにという話は出てこないのです。あくまでも、ほかの指定管理に関しての積算はガイドラインに沿ってと。

今回、特に、市の職員の給与をベースに考えたという、何か違い、理由がありますか。

執行部　　やはり、市が運営する施設ですので、市の代行といった、市と同等のレベルの業務をしていただきたいという思いがありまして、その正規職員については市の職員の給与が妥当であると考えております。

以上です。

委員（荒川 憲幸 君）　　指定管理は、全て市が運営するものあり、それを代行して業務を

行ってもらっているわけです。

けれども、ガイドラインには、市の職員の給与をベースにということは書いていないのです。それぞれの正規職員、非正規職員とのその給与。

非正規職員については、あくまでも県が出している最低賃金を下回らないことが基準になっています。職員の給与ベースとは、どこにも書かれていないのです。どうして、この施設だけそうなるのか。

執行部 ほかの施設のことは、詳しくは分からないところもありますけれども、ガイドラインとマニュアルがあり、それを参考に、それぞれの施設ごとに判断するという裁量はあると考えています。

今回は、正規職員とは何かというと、市の正規職員の給与を参考にはじいているということになります。

以上です。

委員（荒川 憲幸 君） それは納得できません。ほかは全部ガイドラインに従っているということですから。

ちょっと話は変わりますけれども、今の指定管理者、今回の宇部市旧宇部銀行館の募集要項を見ると、審査基準として、さきほど言った5つの項目で配点基準が書いてあります。100点満点を想定しておられます。

今の募集要項の中で1が15点で、2が25点、3が30点、4が20点、5が10点で100点ということになっていますが、今回、合計点を500点とされていますけれども、募集要項は100点満点と出されているものをなぜ500点に変更されたのか。

執行部 選考に当たりましては委員が5名おります。5名の合計点をこちらには表示させていただいたという形で、500点満点にしております。

以上です。

委員（荒川 憲幸 君） それぞれ1人が持っている点数が15点だとか30点だとかという考え方ですか。

執行部 そのとおりです。

委員（荒川 憲幸 君） それと6点目として、外部評価委員による宇部市旧宇部銀行館の管理運営の実績評価を配点することになっています。最高でプラス5点からマイナス5点までとなっていますが、今回それが採点されていません。なぜでしょうか。

執行部 資料の一番下の項目になりますが、こちらについては、現指定管理者についてモニタリングと外部評価を最終年度にさせていただいておりますが、その評価が5段階に分かれています。S・A・B・C・Dの5段階に分かれておまして、現指定管理者の評価がCとなっております。Cの場合は加点が0点になります。そして、今回応募された、されないにかかわらず、

現指定管理者の評価実績になりますので、そちらについては加点がないという形になります。

以上です。

委員（荒川 憲幸 君） 指定管理者の外部評価結果には、いつ実施されたかという日には書いていないのですけれども、サービスの質の評価ということで利用者のアンケートをとっておられる。そのアンケートの調査期間というのが、令和5年12月から令和6年1月31日までですから、多分直近の結果だろうと思うのですけれども。これを見ると、業務履行状況の確認評価はSです。サービスの質の評価がA、サービスの提供の継続性・安定性がB、これは多分コロナで利用者が減ったということが反映されているのだろうと思うのです。

それから、民間ノウハウの注入による加点すべき取組の評価について、これ5点満点中4点となっていてかなり高いのです。全体として。

外部評価の総合評価はBとなっています。Bであれば、さっきの説明であれば、外部評価としてプラス何点かつくのではないか。

執行部 すみません。先ほどの回答を訂正させていただきます。

外部評価の総合評価はBで、Bが0点という形になります。

以上です。

委員（荒川 憲幸 君） 総合評価のBというものも、ちょっと疑問です。

Sが1個でAが2個、Bは1個しかないのです。そして総合がB。どうしてBなのですか。

執行部 評価につきましては、最後の評価点数が何点になるかというところで、S・A・B・Cと点数をつけます。それを外部評価委員会で、判定が妥当かどうかという判断をさせていただいております。その結果として、Bという結果が出ております。

以上です。

委員（荒川 憲幸 君） その外部評価委員による指摘事項、その他意見については、指摘するようなものはありませんということで、なしになっているのです。非常によく頑張っておられますということだろうと思うのです。

コロナで利用者が減っている中でも、かなり頑張っておられて、それなりの実績を出されて、経営的にも何とかやってこられたというような状況になっています。それにもかかわらず、その評価が低いということで非常に疑問に感じる場所です。だから参考資料で、今、収支の状況についても書かれていますけれども、若干僅かですけれどもプラスになって、全体でプラス11万3,000円。

本当に僅かですけれども決算状況はプラスになっていて、頑張っておられるのですけれども、今の団体に対する評価がないのは非常に疑問です。今の指定管理者の候補者とそれ以外のところでの差はほとんどないのです。2ポイントとか3ポイントしかないのです。実績の加点があれば、ひっくり返っていた可能性もあるのではないかと感じています。

それから、指定管理者のヒアリングについてですけれども、ヒアリングされる時に、わざわざ団体名が特定できるような表現とか発言は公平性の観点から行わないでくださいと、文章まで配られていますけれども、先ほどの説明でもありましたように、エフエムきららが新庁舎2期棟も含めて管理をするというようなことを説明の中でされています。これはもう団体が特定できます。こういうことは許可されているのですか。

執行部 事前にヒアリングの際に出させていただいた資料として、特定できないようにという表現はさせていただいておるところですが、ちょっとその辺についてそういう発言がございました。

以上です。

委員（荒川 憲幸 君） そういう点から言うと、きちんと通知を守っておられる団体については、特定できないような説明をされた。エフエムきららについては、新庁舎2期棟も受けていて、それと一体で管理しますという説明をされた。これは団体名が特定できるわけです。こういう点での公平性が担保できていなかったのではないかと思うのですけれども。

執行部 企業名の件についてちょっと補足ですけれども、応募された団体の皆さんはそれぞれの団体の持ち味というものを当然出された提案をされています。

その中で、企業名についてはマル秘にしてください。その中で、いろいろご自身が持たれているノウハウとか、そういったものはなかなかイメージしやすいものもあるとは思いますが、それはほかの団体も同様に、それぞれのノウハウを持たれた提案をされております。

以上です。

委員（荒川 憲幸 君） これ、何と書いてあるかということ、ヒアリングにおいて団体名が特定できる表現及び発言を行わないでくださいと書いてあります。発言されています。特定できる発言、説明を。

以上です。

委員長（早野 敦 君） ほかにありませんか。三好委員。

委員（三好 保雄 君） 話を聞いたら分かると思うので確認ですけれども、現在の指定管理者は応募されていますか。AからDの中に。

執行部 現在の候補者が応募されたかどうかというところになりますが、ガイドラインに、もし落選された方が今後の業務において支障が出るといけないということから、候補者以外の方の業者名の公表ができない状況になっておりますので、手を挙げられたかどうかというのは、ちょっとお答えできません。

以上です。

委員（三好 保雄 君） ありがとうございます。

委員長（早野 敦 君） ほかに。山下委員。

委員（山下 則芳 君） すみません。1点だけ確認させてください。

評価結果のⅣに、事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力とあるが、これは事業を安定して継続していくために一番重要だと私は思っているのですけれども、今回の候補者は点数が6割に達していませんが、1項目でも6割に達していなかったら駄目ということはないのですか。あくまで総合評価ということですか。

執行部 おっしゃるとおり、項目の中の1項目が6割を満たしておりませんが、あくまでもトータルの総合点で考えております。

以上です。

委員（山下 則芳 君） 極端な言い方で言うと、0点でも総合点が高ければ、そこが候補者になるということですか。

執行部 総合評価になりますのでそのような形になります。

以上です。

委員長（早野 敦 君） 射場委員。

委員（射場 博義 君） ちょっと確認で、今のところですけども。

評価結果のⅣの点数が低いという部分で、何が低い原因だったのか、そこがもし分かれば教えてください。

執行部 評価が低かった要因について、評価結果Ⅳで評価する項目は何種類かあるのですけれども、特記するならば、類似施設の運営実績がなかったというところがございます。あと人員配置につきまして、具体的な名前が記載されていなかった。予定と記載されてあった部分につきましては、評価点が悪かったと言えます。

以上です。

委員（射場 博義 君） 分かりました。

人員配置の関係もということであれば、評価結果Ⅲの経費の所にはリンクはしないという考え方でよろしかったですか。

執行部 経営に関することにつきましては、人員配置とはリンクはしておりません。

以上です。

委員長（早野 敦 君） ほかに。三好委員。

委員（三好 保雄 君） 候補者でエフエムきららとお名前を挙げていただきました。

そして、新庁舎2期棟の中にも指定管理あるいは、そのスタジオが入るということで、宇部市旧宇部銀行館と向かい合わせということで、何かにぎわいというようなことも考えて判断されたということはあるのでしょうか。

執行部 新庁舎2期棟の業務を受託をされるからという判断ではなく、この候補団体につきましては常盤通り一帯、当然ヒストリアと新庁舎2期棟の連携がありますが、それと合わせて新た

に常盤通りにぎわい交流拠点施設とか、一体的な中心市街地活性化の面から御提案がありました。よその提案はそこまでなかったのも、その辺が評価されたのではないかと考えております。

以上です。

委員（三好 保雄 君） ありがとうございます。

委員長（早野 敦 君） ほかにありませんか。林委員。

委員（林 豊廣 君） まだ具体的な運営方法が完全でないということですが、一つとして、ウオーカブルを含めた芸術性というものもありましたので、宇部市旧宇部銀行館をミニ美術館のような形にしてくださいという提案はできますか。

執行部 その辺につきましては、候補者が新たに指定管理者となった時点で、そのようなお話をさせていただければと思います。

あと実際は、指定管理者と協議しながら詰めていくような形になるかと思えます。

以上です。

委員長（早野 敦 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。荒川委員。

委員（荒川 憲幸 君） 議案第112号宇部市旧宇部銀行館に係る指定管理者の指定の件に反対を表明し、討論を行います。

反対の理由は幾つかありますけれども、評価結果のⅢ、事業計画書の内容が施設の管理に係る経費の削減を図るものであることという項目に対し、まず配点が3割の配点となっています。その経費の削減について、高得点を取った候補者が選ばれたにもかかわらず、これまでよりも3割も高い指定管理料となっている点に疑問を感じています。

また、このこととも関連しますけれども、人件費の積算について、ガイドラインと異なる市職員の給与をベースに積算が行われたという説明がされましたけれども、ガイドラインどおりに行われるべきだったのではないかという点を指摘します。

さらに、外部評価委員会による宇部市旧宇部銀行館の管理運営の実績評価が加点されていないという点についても指摘します。

また、ヒアリングにおいて、団体名を伏せるなど求めたにもかかわらず、一部に不公平な扱いがあったのではないかということも指摘して討論を終わります。

委員長（早野 敦 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決します。

議案第112号宇部市旧宇部銀行館に係る指定管理者の指定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦 君） 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（早野 敦 君） 次に、議案第113号工事請負変更契約締結の件（宇部市新庁舎2期棟新築（建築主体）工事）、議案第114号工事請負変更契約締結の件（宇部市新庁舎2期棟新築（電気設備）工事）、議案第115号工事請負変更契約締結の件（宇部市新庁舎2期棟新築（機械設備）工事）を議題といたします。

これら3議案は関連がありますので、一括して執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第113号、第114号、第115号工事請負変更契約締結の件について、関連がありますので一括して御説明いたします。

これらは宇部市新庁舎2期棟の新築に係る工事請負変更契約を締結することについて、条例の規定により市議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

執行部 新庁舎建設課長の紅野です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第113号、第114号、第115号工事請負変更契約締結の件について、一括して御説明します。

これらは、令和5年9月市議会定例会において議決された議案第81号と、令和5年12月市議会定例会において議決された議案第110号、第111号について、それぞれ変更契約を締結するものです。

なお、これらは、令和6年9月市議会定例会において議決された議案第74号による一般会計補正予算を受けた変更となっております。

それでは、まず議案集61ページの議案第113号を御覧ください。

工事名は、宇部市新庁舎2期棟新築（建築主体）工事です。

変更請負金額は、消費税額及び地方消費税額を含み、17億924万9,300円であります。

当初請負金額は、15億8,950万円であり、1億1,974万9,300円の増額であります。

工事の概要については、変更はございません。

次に議案集62ページを御覧ください。

変更の理由につきましては、労務単価改正に伴うインフレスライド条項の適用、工期延伸に伴う諸経費の増加等により、工事請負金額を増額変更するものです。主な変更理由につきまして、具体的な内容を御説明します。

まず、労務単価改正に伴うインフレスライド条項の適用についてです。

これは、工事請負契約書第25条に基づくもので、令和6年3月から適用された公共工事設計労務単価を踏まえた工事請負金額を増額変更するものです。

次に、工期延伸に伴う諸経費の増加についてです。

新庁舎2期棟運営事業者の選定や当該事業者との設備レイアウトの調整等に時間を要したため、工期を延伸することから公共建築工事積算基準に基づき、必要となる諸経費を増額変更するものです。

続きまして、議案集63ページの議案第114号について御説明いたします。

工事名は、宇部市新庁舎2期棟新築（電気設備）工事です。

変更請負金額は、消費税額及び地方消費税額を含み、2億2,637万6,700円であります。

変更前の請負金額は、1億9,023万2,900円であり、3,614万3,800円の増額であります。

工事の概要については、変更はございません。

変更の理由につきましては、先ほど御説明いたしました建築主体と同様で、労務単価改正に伴うインフレスライド条項の適用、工期延伸に伴う諸経費の増加等により、工事請負金額を増額変更するものです。

続きまして、議案集65ページの議案第115号について御説明いたします。

工事名は、宇部市新庁舎2期棟新築（機械設備）工事です。

変更請負金額は、消費税額及び地方消費税額を含み、2億9,673万2,700円であります。

変更前の請負金額は、2億6,671万4,800円であり、3,001万7,900円の増額であります。

工事の概要については、変更はございません。

変更の理由につきましては、先ほど御説明いたしました建築主体及び電気設備と同様で、労務単価改正に伴うインフレスライド条項の適用、工期延伸に伴う諸経費の増加等により、工事請負金額を増額変更するものでございます。

以上で、説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（早野 敦 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。はい。笠井委員。

委員（笠井 泰孝 君） 今、3件の一括説明をいただきまして、インフレスライド条項ということで、賃金とか物の値段の高騰によるという言い方をされて、要するに今回約2億5,000万円か6,000万円。それだけ余分に払うという議案ですけれども、今回、議会で承認された場合、この上がったお金を業者に当然支払われると思うのですが、それが従業員に直接というか、支払金が上がったことによって、従業員の給料もきちんと上がったことを確認する方法は行政でお持ちですか。

執行部 インフレスライド条項の適用に伴う変更につきましては、当然その下請業者等に適正にその賃金が支払われることが目的となっています。工事の中で施工体系図、施工体制台帳で、下請の契約が変更になっているかどうか適正に確認することが工事担当でされることになっておりますので、そういうところから確認ができると考えております。

以上でございます。

委員（笠井 泰孝 君） それから、建築業界の団体の方が、毎年議会で賃金のアップをしてくれと言って来られるのですけれども、その時に、11年間給料が上がっていない、どうにかしてくれと議会で言って来られたのです。つまり今回が初めてのインフレスライド条項ではないと思いますけれども、11年間確認されていないからそのような要請に来られたと思うのです。今きちんと確認していると言われましたけれども、末端のほうでそれが本当に確認できたのか非常に疑問点が残るのです。

もし、そういうことがあった場合、指導などできるのでしょうか。

執行部 先ほど答弁したとおり、そういう施工体制台帳に添付される下請との変更請負契約書が適正になされていない場合につきましては、工事担当で指導をします。業法に係る行動につきましては、県の管轄になりますけれども、工事担当レベルで指導ができるところについては、適正に指導を図っていると考えております。

補足ですけれども、一応労務単価につきましては、当然毎年更新し、上昇しております。公共工事につきましては、当然公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づいて適正に変更を行っているところではございますが、民間等につきましては、どのようになっているか把握しておりませんが、公共であれ民間であれ、適正に上昇するのは当然だと理解しております。

以上です。

委員（笠井 泰孝 君） なかなか難しい話になろうかと思っておりますけれども、現実問題、末端の業者から賃金が上がっていないと訴えて来られている現実があるならば、ちょっといろいろ考慮していただくというか、確認していただきながらやっていかないと、今回でも全部で2億5,000万円を、早く言えば契約外に払うわけですから、これだけ払って、末端に届いていると行

政では思っているかもしれないけれども、届いていないということがもしあるならば、適当な対処をお願いして質問を終わります。

執行部 今回の御意見につきまして、工事担当にもしっかりと報告と指導をしていこうと思いますので、貴重な御意見ありがとうございました。

委員長（早野 敦 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

委員長（早野 敦 君） まず、議案第113号工事請負変更契約締結の件（宇部市新庁舎2期棟新築（建築主体）工事）について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第114号工事請負変更契約締結の件（宇部市新庁舎2期棟新築（電気設備）工事）について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第115号工事請負変更契約締結の件（宇部市新庁舎2期棟新築（機械設備）工事）について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（早野 敦 君） 次に、宇部市地域公共交通サービス水準調査・検討に関する報告をしたいとの申出がありますので、これを許可したいと思います。

執行部から報告を求めます。

執行部 それでは、報告事項になりますが、宇部市地域公共交通サービス水準調査・検討に関する報告について御説明をいたします。

これは、この令和6年6月、9月の本委員会においても御説明させていただいておりますが、このたびは、その後の進捗状況について報告させていただくものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

執行部 交通政策課の新原です。よろしくお願いいたします。

それでは、御説明いたします。

資料、宇部市地域公共交通サービス水準調査・検討についての2ページ目を御覧ください。

まず、目次になりますが、本日御報告します項目は5点になります。

1点目が、調査・検討の目的と公共交通に求められる役割。

2点目が、移動の現状と現状のサービス水準。

3点目が、公共交通の課題とサービス水準設定方針。

4点目が、各サービス水準として最低限求められるサービス水準と、理想的なサービス水準。

最後に5点目が、今後の公共交通の在り方となっております。

資料3ページを御覧ください。

初めに、進捗状況を、9月定例会の委員会で御報告させていただきました資料のフロー図を使って、御説明いたします。

上から、まず、対象とする交通事業は、路線バス事業を基本とします。

また、エリアと路線の分類では、用途地域の居住誘導区域内を主な路線とする主要幹線を軸として、サービス水準の調査・検討を進めているところです。

現在、中段に記載しています路線別便数や交通事業者の運転士と運行状況などの整理を進めており、今後、エリア別の目的別活動可能性まで整理することで、下段にあります現状のサービス水準を確認し、そこから最低限求められるサービス水準と理想的なサービス水準をシミュレートしていくこととしています。

資料4ページに進みまして、1点目の調査・検討の目的と公共交通に求められる役割です。

調査・検討の目的は、令和4年3月の宇部市地域公共交通計画策定以降も、公共交通の利用者数は低迷し、運転士不足の問題などで、サービス水準の維持が困難な状況に陥っているため、今後の市内公共交通のサービス水準の在り方を検討するために実施するものとなっております。

次に、公共交通に求められる役割ですが、立地適正化計画では多極ネットワーク型コンパクトシティへの転換を促進するインフラとして位置づけられており、地域公共交通計画では、まちづくりにおける役割を基本として、路線を主要幹線、幹線、支線の3つに分類し、運行ルートや便数を設定することとしています。

資料5ページに進みまして、2点目の移動の現状と現状のサービス水準についてです。

移動の現状としましては、地理的な特徴として主な移動の目的地となる施設等は南部に集中しています。

また、通勤・通学では、公共交通の理由は僅かということになっております。買物や通院では、概ねそのエリア内での移動となっておりますが、北部エリアでは、市のエリアだけでなく、隣接する他市にまで移動が及んでいる状況です。

現状のサービス水準については、路線バスの概略としまして平日の実車走行キロは1日当たり約7,400キロメートルで、その運行に必要な運転士数は1日当たり約57人となっております。

また、年間の市の路線バスへの行政負担額は、約3億2,000万円の見込みとなっております。

路線等分類別のサービス水準は、資料5ページ下の表のとおりとなっております。運行時間帯は長い路線で6時台から21時台。

運行本数は、一番多い主要幹線で1時間当たり2便から10便となっております。移動の現状や現状のサービス水準を整理するとともに、現在、資料右の図により、各エリアにおける目的別の活動可能性を確認しているところです。

資料6ページに進みまして、3点目の公共交通の課題と各サービス水準設定方針についてです。移動の現状や現状のサービス水準を整理していく中で、主な公共交通の課題を3点抽出しております。

これらの課題に対応するため、各サービス水準設定方針を資料右側のとおりとしました。

まず、最低限求められるサービス水準では、課題1の運転士等担い手の確保や、課題2の財政支出の抑制に対応するため、1つ目のパターンとして、まちづくりが進められる最低限の運行路線とする主要幹線のみでの運行パターンと、2つ目のパターンとして、交通空白地域を拡大させることなく便数を低減させる全体の便数を半減させるパターンの、2つのパターンでのシミュレートにより検討します。

また、理想的なサービス水準では、課題3の市民意識調査の満足度向上に対応するため、アンケートでいただいた利用者のニーズである運行便数と最終便の運行時刻を参考に、主要幹線では最低でも1時間当たり4便の運行便数とし、最終便の時刻を22時までとしたシミュレートで検討することとします。

資料7ページになります。

4点目の各サービス水準の最低限求められるサービス水準についてです。先ほどの設定方針でお示しました2つのパターンであるまちづくりに求められる最低限のサービス水準として、主要幹線のみでの運行としたパターンと、人口カバー率は維持させるように全体的に便数を反映させたパターンの2つのパターンにおいて、それぞれ交通空白地域や運行便数、各地区における目的別の活動可能性や行政負担額について確認していくこととしています。

次のページに進みまして、資料8ページになります。

理想的なサービス水準では、1時間当たりの運行便数を主要幹線において最低でも4便とし、幹線は2便、支線は1便とするとともに、最終便の時刻を全て路線等分類において22時までとした場合に、不足する運転士数や行政負担額がどのようになるかを確認していきます。

資料9ページになります。

最後に、5点目の今後の公共交通の在り方についてです。

現状のサービス時における運行状況や行政負担額などを基準として、最低限求められるサービス水準では、サービス水準を低下させることによる公共交通の運行リソースの縮減の方向性を明確にすることとし、また理想的なサービス水準では、サービス水準向上の可能性を明確にしていることとしています。

報告は、以上になります。

委員長（早野 敦 君） 以上で、報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について質疑等はありませんか。射場委員。

委員（射場 博義 君） 公共交通のことなのですが、通常の路線です。考え方は示されたとおりでいいのです。ちょっと直接ではないかもしれませんが。バス等の質の向上をしていただけないかと思います。やはり乗ってよくなかったら、次は乗らないのではないかと。

以前、アクトビレッジおのまで乗ってみようとバスに乗ったのですが、臨時停留所ができていたのです。それを全然知らなくて乗っていて、途中で知らない停留所を言われ、次で降りると思っていたので、その次で降りる停留所の間に臨時の停留所が1個あったので、「これ次ですか。」とお尋ねしたら、もう素っ気ない「違う。」と言って。それは確かに答えではあるのですが、そのような公共交通で利用されるかなど。いい運転士さんもかなりいらっしゃるのですが、そのような方に当たると、ちょっとどうかと。せっかく執行部が努力しているいろいろなことに取り組んでいるのに、今までもいろいろ、新聞をにぎわせた事故等も事件等もありましたけれども、やはり僕らが、通常皆さんもそうでしょうけれども、運転しているときに信号で止まってもバスが追い越していくことがあって、ドライブレコーダーが皆さんついているので、本当それ見せましょうかという気持ちになってくるのですけれども、そういう状況なので、せっかくこういう調査・検討をされているのであれば、合わせてセットで運転士の質の向上はしっかりお願いして、やはり気持ちよく乗っていただくことがお客様のニーズが高まっていくのではないかと、ちょっとこれは意見として。よろしくをお願いします。

執行部 そのような御意見は、皆様からいろいろいただいておりますので、これまでも交通局でも、そういった運行便数というサービス水準だけではなく、やはり接客というサービスの部分についても講習会などをされているようなので引き続き続けていって、そういった面でのサービス向上も図っていきたいと思います。

ありがとうございます。

委員長（早野 敦 君） ほかに。笠井委員。

委員（笠井 泰孝 君） 今の説明の中で、運転士不足と財政的なことを言われたのですけれども、一番の問題はやはり運転士がいないから減便という形になったということでもいいですか。

執行部 やはり運転士もそうですし、運行管理者とか、運行の担い手がやはり不足する中での減便が続いたと考えています。

委員（笠井 泰孝 君） 報告なので、あまりしつこく聞けないのですけれども、要するに運転士が減っていく理由というのが、例えば、私は船鉄バスを使うのですが、以前、船鉄バスに宇部市の交通局から結構転職してきて、船鉄バスの運転士になられた方が結構おられたのです。そのときに言われたのが、運転士になろうと思っても正規職員に宇部市がなかなかしてくれないし、将来的なことを考えて船鉄バスに行ったという言い方をされたのです。

だから、運転士が足りないというのが、そのやり方があって、今、財政的な面も言われますけれども、市の職員にすると給料が上がるかどうかだと思うのです。そういうことも含めて、最終的に運転士にきちんとした給料が払われれば、運転士が増えてくることも先ほどの話で感じたところなのですが、行政ではどのような認識をお持ちか、報告で聞いていいか分かりませんが、ちょっと教えていただければと思います。

執行部 やはり交通局は公営ということで、ある程度この先々の安定性というところを見ると、民間の事業者よりは魅力を感じてもらえているように今は思います。過去はよく分かりませんが、

やはりある程度、今で言ったら、この会計年度任用職員である程度の評価を得てから正規職員になると思いますので、そこが何年かかるか私もちょっと細かいことは分からないので申し上げられませんが、もしかしたらそういったところが過去あったのかもしれないと思います。

委員長（早野 敦 君） ほかに。射場委員。

委員（射場 博義 君） この際なのでちょっとお知らせだけですが、先日アクトビレッジおのに行った時もそうですけれども、停留所で降りてアクトビレッジおのまで歩いて行って、真夏だったのですが、歩くのにかなり距離があって、ここで降りて大丈夫なのかというのが1つ。路線が目的地と合っていない。そこだけですけれども、そう感じました。8月くらいであったので、アクトビレッジおのまで歩くのはちょっとしんどいなと思いました。

ちょっと感想です。

それともう1つは、先日、船鉄バスに乗ったのですけれども、乗換案内のアプリがありますが、アプリで検索したら宇部市営バス、船鉄バスで時刻表が出ます。

うちは船鉄バスの停留所が一番近いので、近い停留所の時刻を調べてもらったのですが、時間が違うのです。民間の話ですけれども。だから情報提供をきちんとして、都会だったら当たり前ですけれども、ローカルでも少しずつアプリを利用しながら時間を調べる機会が多分増えてくる

のではないかと。そこで時間が違って、31分が38分だったからよかったけれども、逆であれば宇部市では1回乗り遅れると厳しいので、最新の情報を得やすいように。

また、どこからどこに行くのに、どこで乗ったらいいか分かりにくい。我々も分かりにくいので、高齢者になるとまだ分かりにくいのかなという気はしますので、その辺の改善も合わせてお願いできればと思います。すみません。

委員長（早野 敦 君） ほかに。新村委員。

委員（新村 秀雄 君） すみません。調べれば分かるのかもしれないのですが、会計年度任用職員と正規職員の割合はどのぐらいなのでしょう。概要でも、7割とか。

あとでも結構です。また教えてください。

以上です。

委員長（早野 敦 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、以上で、宇部市地域公共交通サービス水準調査・検討に関する報告は終わりました。

委員長（早野 敦 君） 次に、宇部市常盤通りウオーカブル推進協議会の開催状況について報告をしたいとの申出がありますので、これを許可したいと思います。

執行部から報告を求めます。

執行部 それでは、宇部市常盤通りウオーカブル推進協議会の開催状況について御説明いたします。

これは、令和6年10月7日に開催いたしました協議会の開催状況について御報告させていただくものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

執行部 中心市街地活性化推進課の上田と申します。よろしくお願いいたします。

資料は、順位8の宇部市常盤通りウオーカブル推進協議会の開催状況について、こちらを御覧ください。

資料2ページ目を御覧ください。

オレンジ色の表が、協議会の開催状況となっております。青色につきましては、検討部会の開催状況でございます。令和6年6月議会でも、第9回の説明をさせていただきましたが、このたびは都市政策部長が申し上げたとおり10月に開催した第10回の協議会の内容を御説明いたします。

資料3ページを御覧ください。

ウオーカブル推進協議会で説明した3つの項目になります。歩行空間の幾何構造等について、

常盤通りの管理運営計画（素案）について、そして景観デザインガイドラインについて、この3点になります。

資料4ページを御覧ください。

歩行空間の幾何構造等について、図が描いてありますが、幾何構造という言葉ですが、こちらにつきましては道路の線形や横断構成を総称したものになります。

まず、上の図につきましては、現況の幅員を表したものとなっております。下側の赤い部分が計画幅員を表したもので、公園的な歩行空間を表現させていただいているところです。

資料5ページを御覧ください。

上側が常盤通りの平面図、下側が副道をなくして公園的な歩行空間を整備する箇所断面図が示されております。上側の平面図の黄色の部分については、公園のような空間を創出する箇所となっております、全部で7か所あります。

そして、白抜きの5か所につきましては、副道の形態は変えずに、周辺の整備だけを行っていく箇所となっております。

資料6ページを御覧ください。

ここからが、常盤通りの管理運営計画（素案）についてです。株式会社にぎわい宇部を中間組織として設定するように考えておりますが、そのことに至った経緯を記入しております。

資料7ページを御覧ください。

中間組織の目的と役割になります。主に日常的な維持管理、そしてイベントなどの企画・運営サポート等、それと広報・PRといった情報発信を行う役割があります。

資料8ページを御覧ください。

管理運営体制のスキームとなっております。資料の真ん中に、青色の箇所がございます。こちらが、管理運営主体として中間組織となる株式会社にぎわい宇部を、設定しています。利用者等からの相談等がありまして、利用したい、許可してもらいたいそういったものを資料左上にありますが、公共と関係団体等をつないでいく役割がございます。

そして、利用料等を取っていくことになると思いますが、そういった利用料等を維持管理のほうに還元していく流れで中間組織を設定していくということで考えております。

資料9ページを御覧ください。

委託と自主事業です。青色の部分が、市からの委託部分となります。

当初は、維持管理に加え、企画・運営・サポートの部分につきましても委託をしていくことになるかと思いますが、右側の緑の部分に自主事業と書いてありますが、徐々に収益を還元できるようにしていくことで、自主事業へ移行していこうと考えております。

資料10ページを御覧ください。

今、申し上げました自主事業による収益について、令和9年度以降は出店料やチャレンジショ

ップの家賃収入等、こういったものを将来的な委託費の削減につなげていきたいと考えております。

資料1 1 ページを御覧ください。

こちらが、管理運営のロードマップになります。令和7年度には市役所前のエリアが完成しておりますので、そのあたりが重要な場所となります。

令和8年度にかけましても、同じく市役所前、あとは完成したエリアがございますので、そういったところを運営でしていく形で、本格的な運営につきましては、にぎわい交流拠点施設すとかウオーカブルがある程度整備された令和9年度以降を想定しております。

資料1 2 ページを御覧ください。

1 2 ページからは、景観デザインガイドラインについてです。こちらに課題と目的を記載しておりますが、課題としましては、空間全体として魅力的な景観形成を行う必要がありますので、ガイドラインを作成することで、より魅力的なまちなかの形成を目指すことを目的としているということでございます。

資料1 3 ページを御覧ください。

ガイドラインの対象路線を示しております。こちらも6月の本委員会で説明しましたように、青色のウオーカブル区域の中をベースにしまして路線を選定しております。

資料1 4 ページを御覧ください。

こういった景観デザインガイドラインを設定していくに当たりまして、現在、宇部市景観計画というものがございます。常盤通りは、特にシンボルゾーンに位置づけられておりますので、それらの内容と整合を取りながらガイドラインを作成していきます。そういった内容になっております。

資料1 5 ページを御覧ください。

具体的にガイドラインに記載する内容についてです。今、下側にベースマップ、歩道状況、既存 or 新築、建物用途と書いてございますが、それぞれ条件がございます。歩道になりますと、歩道が広い、狭い、歩道がないとか、そういった条件がございますので、それぞれのパターンにつきまして、組み合わせを記載していこうと考えております。

資料1 6 ページを御覧ください。

こちらが景観デザインの要素になります。オーニングですとか、ファニチャー、植栽、看板、照明といったようなものを、それぞれ先ほど申しましたパターンによりまして、いろいろ選択をしていこうと考えております。

資料1 7 ページを御覧ください。

こちらと同じく景観デザインの要素です。新築と建て替えの場合、次のものも考えていくということで、開口部の設定や、セットバック、外壁、こういったものも要素に加えていくという形

です。

以上で説明を終わります。

委員長（早野 敦 君） 以上で、報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について質疑等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、以上で、宇部市常盤通りウオーカブル推進協議会の開催状況については終わりました。

都市政策部の皆さん、お疲れさまでした。

委員長（早野 敦 君） 次に、議案第107号宇部市地方卸売市場業務条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第107号宇部市地方卸売市場業務条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

これは宇部市地方卸売市場について施設の再整備後の運営を考慮し、管理手法を変更するため、所要の整備を行うものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審査のほどよろしくお願いいたします。

執行部 卸売市場の石原です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第107号宇部市地方卸売市場業務条例中一部改正の件について御説明させていただきます。

地方卸売市場いわゆる魚市場ですが、平成27年度から指定管理者制度を導入しまして、今年度まで宇部魚市場株式会社を指定管理者として施設の管理をお願いしております。

そして、令和6年度末で現在の指定管理期間が満了するわけですが、市では現在、市場施設の老朽化に伴います施設の再整備を予定しており、今後は市場施設の規模や内容など、様々な検討を行っていくことになります。

そのような中で、市としては、再整備後の施設内容などを踏まえて、施設管理の方法を検討することとしております。今後の再整備の状況次第で、様々な施設管理の方法が考えられることから、契約期間が満了する令和6年度末で一旦、指定管理者制度から市の直営に戻し、合わせて宇部市地方卸売市場業務条例の一部を改正するものです。

お手元に配付されております議案を御覧ください。

このたびの改正の概要についてですが、条例中「利用」という文言を「使用」という文言へ。「指定管理者」という文言を「市長」または「市」へ。「利用料金」という文言を「使用料」へ、

それぞれ改めるとともに、指定管理者として行う業務や、管理に関する規定を削除するものです。

なお、この条例改正に当たりまして、生産や流通などに精通する学識経験者や、出荷者、買受人などの市場関係者で構成する宇部市地方卸売市場運営協議会を、11月14日に開催いたしまして諮問を行っております。委員の皆様からは特に意見はなく、条例改正に対して承認する旨の答申を得ております。

また、条例の施行日につきましては、令和7年4月1日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（早野 敦 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。荒川委員。

委員（荒川 憲幸 君） ちょっと何点か確認をさせていただきますけれども、以前決算審査の中で、市場の関連事業が登録されていなかったことが明らかになった部分があると思うのですが、その後の対応はきちんとされていますか。

執行部 それにつきましては、ちょっと市も見逃していた部分があるのですが、このたび、届出書を一式全部出していただきまして、正式に関連事業者として登録をさせていただいたところ です。

委員（荒川 憲幸 君） これは直営でやられるならば、当然のことながら、今後もきちんとされるということでよろしいですか。

執行部 そうですね。直営ということで。今回の問題になっていたところにつきましては、宇部市魚市場株式会社が運営されているところになりますので、卸売業務以外のことをやられているという御指摘を受けましたので、早急に対応させていただいて是正させていただいたところ です。

委員（荒川 憲幸 君） 本条例の第24条に関わることですけれども、番号を持っていない事業者が競りに出ているということがあったらしいのですけれども、その辺についての対応はどのようになっていますか。

執行部 一応、卸売に参加する買受人については、市に全て登録をしていただいた方以外は、参加できないようになっております。

ですから、今現在、卸売業者で買受人として買われている方は、基本的に買受人の承認を受けた方しか出ていないという認識でおります。

委員（荒川 憲幸 君） 間違いありませんか。

執行部 資格がない方が競りに出られていることがあるのであれば、市も対処していかないと いけませんので、卸売業者にも確認して、もしそういう事案があれば早急に対応したいと思いま

す。

委員（荒川 憲幸 君） ちょっと複雑ですけども、その問屋の方と買受人が同一の方で、それで承認を受けて競りにも出ているというような状況があれば是正する必要があるかと思うのですが、そういう事例はありませんか。

執行部 直接、取引の現場に職員が行くことがない状況にありますので、基本的には競りの監督につきましては、管理組合に委託をして取引の状況を監督していただいていますので、その辺も含めて、市も確認をさせていただきたいと思います。

委員（荒川 憲幸 君） これも聞いた話ですけども、問屋の役員が買受人の社長だったというような事例があったそうなのでですけども、当然のことですが、直営になればきちんとそういうことのないようにやっていただきたいと思います。

それと、本条例第48条に関連して、この中で毎開場日、その日の主要な品目について公表されるとなっておりますけれども、その主要な品目とはどういったものを指しているのか、ちょっと具体的にお答えいただけますか。

執行部 主要な品目につきましては、県から指定のあったものですが、その時期によって種類は若干変わります。サバであるとかイワシであるとか、その時期に取れる魚を公表する形になります。今、具体的な魚種を手元に把握しておりません。

委員（荒川 憲幸 君） それは今、現状はきちんと公表されているということによろしいですか。

執行部 はい。1階の買受人詰所のほうで、公表させていただいております。

委員（荒川 憲幸 君） あと、本条例第55条の市場施設の使用に関して、施設の使用については許可を受けて使用するようになっておりますけれども、全ての施設について許可は出されていますか。

執行部 第5条の2項、卸売業者の許可ということでしょうか。

はい。卸売業者の許可を得て1者ですけども、宇部魚市場株式会社が運営しております。

委員（荒川 憲幸 君） あと本条例第57条に関して、施設の場合、許可を受けずに建設したり改築したりということはできないようになっておりますけれども、その件については、おそらくもう全く許可を得ずに、今いろいろなものを作ったりされているかと思うのですけれども、現状についてどのようになっているか教えていただけますか。

執行部 大きな造作というか、建物を増築することについては、当然市に届出をして許可を受けてやっている部分が多いのですが、本当に簡単な造作などについては、細かく言うと、届出が出ているものと出していないものが混在している状態です。

この辺につきましては、再整備に合わせ全部クリアにして再整備に入っていきたいと考えております。

委員（荒川 憲幸 君） 今いろいろ述べましたけれども、条例違反のところが多々あったのです。今の改築もそうですけれども、許可を受けずにやっているとか、結構自由に改築されているところがありました。指定管理を直営に戻すということですので、その管理についてはしっかり行っていただきたいと思います。

それから、その指定管理の管理者そのものは、これからは市の職員が直営で行うわけですね。

執行部 はい。

委員（荒川 憲幸 君） 間違いないですね。実際の管理は業者に行ってもらおうということではないですか、市の職員が直接市場に入って管理されるということによろしいですか。

執行部 施設の管理自体は、市の職員を地方卸売市場の中に常駐させることは、考えておりません。宇部魚市場株式会社に施設の管理は委託をお願いしようかなと思っております。中央卸売市場に職員がずっといて、管理運営をするという形にはならないと思いますが、一応その辺は今の指定管理を始める前の平成26年度以前の状態で魚市場株式会社に施設の管理は委託しておりましたので、その形に戻すというものです。

ただ、先ほども御指摘あったように、管理とか運営の面でいろいろ不手際というか、いろいろまずい点もありましたので、その辺は、今回、指定管理を直営に戻すに当たって、卸売市場の管理事務所が、比較的その辺を広く業務の状況であるとか、施設の管理の状況であるとかが確認できるように、今まで以上に報告させるようにと今のところ考えております。

委員（荒川 憲幸 君） 直接、職員が常駐するわけではないということですが、昔の状態に戻るというだけで、きちんと運営されるようになる。担保は報告だけということになるのですか。

執行部 当然、報告事項の中身を充実させてというところはありますが、やはり職員のほうも、何かあった時にはすぐに対応できるような体制は整えておこうとは思っております。

委員（荒川 憲幸 君） 何かあった時ではなく、足を運んでいただいて、現状問題がないのかどうなのかということ、やはり市の職員としても責任を持ってチェックしていただくようお願いしたいと思います。

執行部 一応、初年度に、どういう業務があるか、いろいろなことが発生するか、今回把握してやろうと思っておりますので、御指摘のあったことについては心に留めて対応したいと思います。

委員長（早野 敦 君） 笠井委員。

委員（笠井 泰孝 君） ちょっと、今の説明で分からないのが、結局、指定管理者を市にまた戻していくという状態になると、結局、指定管理料を払わなくて済むだけで、あとは、実際は何も変わりませんということですか。

執行部 現在の指定管理の状況であると、一番大きく変わるのは市場の使用料で、使用料が指

定管理者で定められる形になっておりますので、これが今、2分の1に減額された状態になって
います。これを直営に戻すことによって使用料が倍というか元に戻るといいますか、10分の1
0になりますので、歳入面においても若干、市のほうに有利になる部分はございます。

委員（笠井 泰孝 君）　　ということは、市場を利用されている方が、使用料を余計払わな
ければいけないことになろうと思いますけれども、そうすると、今から不平不満が起り得る話
でしょうか。

執行部　　使用料につきましては、主には卸売業者の魚市場株式会社で、今の指定管理者になり
ますので、そちらのほうは当然、今回の指定管理を直営に戻すに当たって十分話し合いをさせて
いただいて納得いただいた上で話を進めさせていただいております。

委員長（早野 敦 君）　　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君）　　ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君）　　ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第107号宇部市地方卸売市場業務条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求め
ます。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦 君）　　全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（早野 敦 君）　　以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は終わりました。

委員長報告及び議会だよりに掲載予定の委員会報告については、正副委員長に御一任をお願い
いたします。

委員長（早野 敦 君）　　以上で、産業建設委員会を閉会します。

———— 午前11時47分閉会 ————

令和6年12月16日

産業建設委員会委員長　　早 野 敦